





# 住宅ローン減税など 景気対策が柱

税制改正大綱

昨年12月14日、自民党・公明党両党は平成31年度税制改正大綱を決定した。

## 平成31年度税制改正大綱の主な内容

本年10月1日から税率引き上げが予定されている消費増税について、住宅ローン減税をはじめとする景気対策が柱であるが、個人事業者の事業承継税制の創設や相続法改正に伴う税制上の整備、仮想通貨取引や経済取引の多様化・国際化への観点や災害対策も盛り込まれた内容となっている。軽減税率制度についてはその実施に向けて万全を期すことが明記されたが、引き続き、改正法案の審議に向けて軽減税率及びインボイス制度の見直しについて改正要望

### (1) 個人所得課税

○住宅借入金等所有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設  
消費税率10%の住宅の取得等をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を、消費税率引上げ分の2%の範囲で、年末残高(4000万円を限度)の1%の金額として所得税額の特別控除を適用。  
○空き家に係る譲渡所得

### (2) 資産課税

○個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設  
認定相続人・受贈者が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、相続等・贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人・受贈者が納付すべき相続税額・贈与税額のうち、相続等・贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税・贈与税の納税を猶予する。  
▽「認定相続人」とは、承継計画に記載された後継者であって一定の者が、被相続人の事業(不動産賃貸事業等を除く)の用に供されていた土地(面積400平方メートル)、建物(床面積800平方メートル)及び建物以外の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの。  
▽「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間に都道府県に提出されたもの。  
▽猶予税額の免除  
認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合等一定の場合には全額免除。また一定の場合には一部免除。  
▽認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額

# 論説

平成30年10月15日に臨時閣議が開かれ、平成31年10月の消費増税が改めて公表されて以来、各種報道において、軽減税率について議論がなされている。軽減税率率に引き上げられたように思う。報道における議論の大勢は、税収減少や実施段階における制度の複雑さを危惧し、その先行きを不安視するものであるように思われる。

過日の日税政、緊急会議(平成30年10月16日)においても、軽減税率制度の今日的評価が、諸外国(主に欧州)における導入事例を紹介したうえで、次のようにまとめられていた。

## 軽減税率導入の是非

「2014年4月に開催されたOECDのVAT(付加価値税)フォーラムの共同宣言は、『世界各国で採用されている軽減税率は低所得者対策として極めて非効率的な制度であることが確認された。』という文言によって締めくくられている。これは、軽減税率の導入の先例とされているEU主要国が参加するOECDが、軽減税率制度の失敗を認めたものとなった。2011年11月、ノール賞経済学者ジェームズ・マリーリスが中心となり、英国で公表された税制改革指針、マリーリス・レビューにおいて、『VATを機能不全に陥らせた元凶は軽減税率制度であり、この制度は政治家が低所得者層にコミットしていることを示す政治的パフォーマンスで、採用すべき合理的な理由は一切無い』と論じられている。」

上記のように現在の経済学・財政学は付加価値税における軽減税率制度の選択は失敗であると結論付けている。無論、軽減税率に賛成する立場から、学術的な反論を行うことも、あるいは可能である。しかし、我が国における軽減税率の導入の是非を巡る議論においては、これら国際的な先例と、それに対する評価が十分に検討されたか否かという点については、大いに疑問が残る。そもそも、軽減税率の導入の背景に、誤った

## 新年の初め

新しい年が始まった。5月1日には、新天皇が即位され元号が変わる。この祝賀にもかかわらず、国内には難しい問題が山積している。日本はその困難を乗り越え、将来に向かって少しでも前進することが必要である。▼昨年は自然災害が多発した。地震、豪雨、猛暑等自然の恐ろしさを再認識。資材や人手不足で被災地の復興が進まず、生活再建ができない現実。また、平常の生活に戻ろうと努力する被災者に、日本人の忍耐力、底力を見た。自然災害は待った無し。どのような備えが必要かを改めて考えたい。▼近隣諸国との緊張関係は地政学上やむをえない。韓国、北朝鮮、中国、ロシア、といくつかの問題をかかえている。道理の解からぬ国であれば、付き合わねばよい。ただ、地政学的、経済的に、そうもいかないのだから。政府のしたたかな交渉と国民の忍耐が必要である。▼8日の本の

### この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用資産等について小規模宅地等の特例の適用を受けることができない

○特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く)を除く。  
▽平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用。ただし、同日前事業の用に供されている宅地等については適用なし。

### 教育資金の一括贈与と非課税措置の見直し

①信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1000万円を超えない場合には適用できない。また、適用期限を2年延長。

# 届出書提出状況の確認が、 事故防止につながります。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

税理士職業賠償責任保険

●保険代理店 ㈱日税連保険サービス 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階

ホームページ [ぜいばいほけん](#) 検索 ★ホームページでは事故事例をご覧いただけます





# 平成31年度税制改正大綱と消費税

## 1. はじめに

12月14日、自由民主党と公明党は平成31年度の税制改正大綱を決定した。その内容を見ると、2019年10月からの消費税増税による景気の落ち込みを防ぐための対策が最優先となっている。猛スピードで少子高齢化が進み、「人生100年時代」に入りつつある現在の日本において、緊急の課題である所得再分配機能の回復などはまたもや先送りとなり、2020年度以降に宿題を残す形となってしまった。

## 2. 平成31年度税制改正大綱の概要

平成31年度の税制改正大綱は、消費税増税で消費の落ち込みが懸念される住宅や自動車といった高額な耐久消費財の減税を柱としたものとなっている。これらの減税を行うことにより、消費税増税の際の駆け込み需要等を抑制し、景気を下支えすることを狙いとしている。宮沢洋一自由民主党税制調査会会長は12月14日の会見において、消費税増税後の単年度ベースで、住宅と自動車を合わせ1670億円の減税になると説明している。以下、主な項目について記載してみる。

### (1) 住宅ローン控除の特例の創設

消費税増税後の2019年10月1日から2020年

12月31日までに住宅を取得等(注文住宅については2019年4月以降の契約で、10月以降に引渡があるものが対象)して居住の用に供する場合、住宅ローン控除を受けられる期間を現行の10年から13年に3年延長し、1から10年目までと11年目以降で減税の計算方法が異なる住宅ローン控除を新しく設けた。1から10年目までは現行と同じ仕組みで控除が行われ、11年目以降は控除幅を最大で住宅取得等の対価の2%として(2%を3等分した額と借入金残高の1%のいずれか低い金額が限度)。特例の創設により、消費税増税による負担増を実質的に抑えることを狙いとしているようだ。

### (2) 自動車関連

自動車に関しては、取得から保有の各段階で様々な税金が課税されているが、今回の大綱では自動車関連の税制の大幅な見直しが行われている。現在、自動車を購入する際には自動車取得税が課せられているが、消費税増税時にはこの税金は廃止され、燃費課税(購入時に環境性能に応じ価格の0.3%を支払う)が導入されることになっていた。大綱では消費税増税後の1年間に限り、燃費課税の税率を1%軽減することにしてお

り、車種によっては実質的負担がなくなるものが出てくる。この減税による財源は国の予算で賄われ500億円が必要とされている。また保有の段階では毎年自動車税が課される。消費税増税後に購入して登録した自動車を対象にこの自動車税を年10000〜45000円引き下げる。自動車税の額が下がるのは制度が創設された1950年以来初めてのことのようだ。自動車関連では他にエコカー減税の縮小・見直しなども大綱に記載されている。

### (3) 未婚のひとり親への支援

大綱では、婚姻の有無によって税制に格差が生じていた「未婚のひとり親」に対して、住民税が非課税になる条件を緩和し、低所得のひとり親に対しては年1万7500円の手当を給付するとしている。今回大綱の公表が遅くなったのは、この未婚のひとり親に対する支援について与党の中で最後まで調整が難航したためと聞いている。大綱では未婚のひとり親に対する控除制度の検討を続け、2020年度改正で結論を得るとしており、今回は中途半端な改正となっている。本来、税制によって格差が生じてはならない。

右記の他には、個人事業主の事業承継税制の創設(後継者に資産を譲る場合の贈与税や相続税の猶予制度)、教育資金贈与の非課税措置(対象を限定して期限を2年延長)、地方法人課税の配分の見直し(法人事業税を対象に地方への配分をより手厚くする)などが盛り込まれている。

3. 今後の課題  
今回の大綱では消費税増税に伴う景気対策のための減税に主眼が置かれ、本来早急に検討すべき課題や財政再建は先送りとなってしまっている。働き方が多様化する中で

「当面の問題」シリーズ  
127

が盛り込まれており、社会保障費も過去最大となっている。国の新たな借金となる新規国債の発行を1兆324億円削減しているとはいえず、財政再建などは夢のまた夢である。

4. おわりに  
安倍首相は10月15日の臨時閣議において、過去2回延期している消費税率10%への引き上げを表明している。リーマンショック級の経済変動がない限り、今度本気で増税を実施するようだ。今回の大綱も消費税増税に伴う景気対策が柱となっており、増税への本気が窺える。しかし国民に対する増税の説明は不足しており、ましてや同時に導入予定の軽減税率に対する国民の認識は低い。確かに増税をするタイミングとしては、2020年のオリンピックを控え経済が好調なこの機会しかないのかもしれない。社会保障費が増大し、もはや消費税率を10%に引き上げても対応しきれない現状であり、増税はやむなしと言えらるかもしれない。しかし、高所得者により多くの恩恵が及ぶ軽減税率導入にはどうにも納得しきれない。軽減税率導入に伴う経済やモラルの混乱も懸念される。

税制は本来、公平・中立・簡素でなければならぬ。税制の考え方の基本に立ち返り、平成31年度の大綱で積み残した課題を今後は十分に議論してほしいものである。(政策副委員長・奥田よし子)

## 消費税率引上げへの対応

《臨時・特別の措置》(国費 2兆280億円)

### 中小小売業等に関する消費者へのポイント還元 (2,798億円)

2019年10月からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの9か月間に限定し、中小小売業等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%(または2%)のポイント還元により支援

### 低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券 (1,723億円)

低所得者(生活保護受給者除く)及び0~2歳児の子育て世帯に対し、2019年10月から半年間使用できるプレミアム付商品券を発行・販売(1人5千円の財政支援)

### 住宅の購入者等に対する支援

#### 【すまい給付金】(785億円)

住宅ローン減税の効果が限定的な所得層を対象とする「すまい給付金」について、2019年10月以降、対象所得層を拡大するとともに、給付額を最大30万円から50万円に引上げ

#### 【次世代住宅ポイント制度】(1,300億円)

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、一定期間に限ってポイント付与(新築で基本的に30万円分のポイント付与)

### 防災・減災、国土強靱化 (1兆3,475億円)

重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、2018年度からの3年間で集中的に実施

(※1) 2018年度2次補正とあわせて国費2.4兆円

(※2) 2020年度までの3年間の事業規模は概ね7兆円程度

(※) この他、税制上の措置として、①軽減税率制度の実施(減収見込額:▲1.1兆円程度(注:昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保0.6兆円程度)、②耐久消費財(自動車・住宅)の購入者に対する支援(減収見込額:▲0.3兆円程度)がある。(金額はいずれも国・地方合わせたベース)

出典: 財務省HP「平成31年度予算のポイント」

# ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格  
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット

月額 12,800円(税抜)



法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳概況書の達人、所得税の達人、年調・法定調書の達人、電子申告の達人

(ソフト保守料・電話サポート込み)

※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。



東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp







# 税制改正要望フォーラム2018を開催

## 与野党議員が一堂に会し熱い議論を展開

11月6日、本連盟は東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2018」を衆議院第一議員会館にて開催した。

このフォーラムの目的は、「平成31年度税制改正」をテーマに、東京会と本連盟の税制改正要望の説明と国会議員を交えてのパネルディスカッションを行い、意見交換を通して要望の実現に向けて活動の充実を図るものである。

今回は、本連盟の大美賢功貴国対副委員長の司会で進行し、東京会・調査研究部の土屋栄悦部長の開会のあいさつに続き、東京会の西村新会長から次のとおりあいさつがあった。

東京会では毎年、調査研究部において「税制及び財務行政に関する意見書」を作成しており、これをもとに本連盟では国会陳情などを通して要望の実現に向けて活動している。今後も納税者の声を常に念頭に置き、共に協力していきたいと考えている。

続いて、今回のフォーラム開催に対し尽力いただいた衆議院議員・自由民主党の石原伸晃氏より、次のとおりあいさつ(要旨)があった。

来る11月21日に党の税制

石原伸晃議員



調査会の総会が開催され、税制改正に向けて本格的な議論が開始される。今回の大きなテーマの一つとして、来年10月の消費税率引き上げに伴う環境整備が挙げられるが、過去2回の消費税率引き上げの際の状況を検証し、駆け込み需要と反動減を踏まえた需要変動の平準化を検討する予定である。また、軽減税率制度については、制度設計に際し、事業者が極力負担をかける必要はないかと考えている。事業者は税理士の協力無しでは対応が難しいので、協力していただきたい。加えて、税理士の先生方には、今後も財務行政の発展に寄与されたいと考えている。

次に第1部では、本連盟の菅原祥元政策委員長から東京会の「平成31年度税制及び財務行政に関する意見書」をもとに作成した本連



【パネラー】  
衆議院議員 高木陽介氏(公明党)  
長島昭久氏(未来日本)  
小倉将信氏(自民党)  
鈴木卓人氏(自民党)  
東京会

盟の「税制改正に関する要望書」の内容に関する説明があった。

土屋栄悦調査研究部長  
東京税政連  
菅原祥元政策委員長  
【コーディネーター】  
遠藤潔副幹事長



パネルディスカッションでは、①軽減税率制度について、②所得税の人的控除及び控除方式の見直しについて、③マイナンバー制度について、④償却資産に係る固定資産税の申告期限等の見直しについて、今後の税制の方向性

を見据えた討議が行われた。特に軽減税率制度については、消費税率の引き上げが来年10月と目前に迫り、且つ、税制改正大綱に同制度について何らかの記載をすることから、参加者から次のような意見が寄せられた。

①税率10%と8%では大差が無い。税率が20%になれば8%との差は大きく、軽減税率の実感が薄くものと思われる。軽減税率は当初から8%だったのか、②税率が複数になると、境界の設定が難しいと思われる。③新聞業界に続き、出版業界も税率8%を申し出ているが、税収減に拍車がかかるのではないかと。続いて、本連盟の渡邊会長から、次のとおりあいさつがあった。

シオンでは、4つの項目について討議を行ったが、軽減税率制度に関心が集中したと思われる。やはり軽減税率制度における逆進性は解消できないこと、軽減税率を計算する側の負担増は免れないと思われることから、来年10月以降、この制度が実施されても、本

連盟としては引き続き反対の意志を示していきたいと考えている。最後に吉川幹事長から、本連盟の活動報告があり、予定していた内容を全て終了した。なお、今回のフォーラムの参加者は193名であった。

### 「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2019 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

### 東京税理士会・東京税理士政治連盟共催 合同セミナーのご案内

日時 平成31年2月8日(金) 午後2時~4時40分  
会場 東京税理士会館 2階 大会議室  
参加費 無料

#### 【第1部】基調講演

テーマ 「女性活躍社会と税制(仮)」  
講師 前総務大臣・女性活躍担当内閣府特命担当大臣 野田 聖子氏

#### 【第2部】パネルディスカッション

テーマ 「平成31年度税制改正大綱を読む」  
パネリスト 越智 隆雄氏(衆議院議員)  
神田 憲次氏(衆議院議員)  
竹谷とし子氏(参議院議員)  
土屋 栄悦氏(東京税理士会 調査研究部長)

コーディネーター 菅原 祥元氏(東京税理士政治連盟 政策委員長)

※事前申込みは不要です。  
※研修カードを当日ご持参ください。  
※テキストは当日配付予定です。  
※講師は公務の都合により変更となることがあります。  
【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 ☎03-3356-4479

あけましておめでとうございます  
税理士どうしの助け合い 心と心の寄り添い  
それが「にちぜいきょうさい」

昭和28年、西日本地方を襲った大水害を契機に業界で最初に生まれた税理士どうしの助け合い。  
それが弊会独自の「災害見舞金制度」として受け継がれています。  
日本税理士共済会の各種制度へのご加入を是非ともお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 石丸 修太郎(北海道税理士会 顧問)



1月下旬に届くダイレクトメールを是非ご覧ください。

税理士団体保障

おしどり保障

個人年金

大型年金

普通年金

詳細のお問合せ  
お申込みは



にちぜいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321  
FAX 03-5740-0323  
e-mail:jim@zeirishikyosai.com



http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会

検索



第52回定期大会

全7議案を承認可決

4年ぶりに連盟規約の一部改正

9月21日、本連盟は京王プラザホテルにおいて第52回定期大会を開催した。

当日は、200名を超える代議員及び一般会員が出席し、また、多くの来賓を迎えて盛大に開催された。

今大会では、例年審議される前年度の運動経過と組織活動報告、さらに本年度の運動方針と組織活動方針並びに収支予算に加え、4

年ぶりに本連盟規約の一部改正を諮り、全7議案が承認可決された(議案の詳細な内容は、第1号〜第3号議案は本紙第212号の4面5面、第4号〜第6号議案は本紙213号の4面5面を参照)。

この中で4年ぶりとなった本連盟の規約の改正は、「単位税政連の規約のひな形一部改正」(下記記事参照)。

なお、第7号議案として諮られた大会決議は、次のとおり。

照)の実施を前提として見直し

支部分単位で組織される単位税政連の会員の定義を明確にし、単位税政連活動への理解と組織率の向上を図ることをその趣旨としている。

われわれは、国民に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を推進する。

われわれは、税の専門家として、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するため、強力な運動を推進する。

われわれは、規制・制度改革の動向を注視し、強制的な独占の堅持のため、強力な運動を推進する。

われわれは、本連盟の政策実現を図る真の代表を国会及び地方議会に送るため、強力な運動を推進する。



大会全景



あいさつする渡邊会長



決議文朗読

単位税政連規約の一部改正について

早急な単位税政連規約改正を!

東京税理士政治連盟 副会長 鳩岡 恒篤

近年、若い世代を中心とする政治離れの傾向から、また平成8年に結審した「南九州税理士会政治献金事件」の余波で誤った認識(任意加入の文言)が独り歩きして、東税政の組織率(会費納入率)が下がりが続き、歯止めが今もって掛からない。

平成20年度の組織率は、51.5%であったものが、10年後の平成30年度は、38.7%になってしまっている。この10年間、組織率の向上を訴え続けていたにもかかわらず、この結果である。毎年東税政は、税理士会の目的達成のための政治活動を担っており、その存在理由は税理士会員のためである。と会議等の機会あるごとに主張してきた。

また、機関紙にもこの主旨を掲載し、東税政の会員はもとより東京会の会員全員(拒否した会員を除く)に、その機関紙を送り、税政連の意義を啓蒙してきたところである。

税政連が置かれている厳しい状況のなか、組織率の低下と財政難を打破すべく平成28年7月に「連盟規約プロジェクトチーム」を立ち上げ、引き続き平成29年11月には「規約改正推進特

別委員会」を設置し本連盟の規約及び単位税政連規約ひな形の改正に関する検討を重ね、「本連盟規約の一部改正」については平成30年9月開催の定期大会で承認された。なお、「単位税政連規約ひな形の一部改正」は平成30年5月28日開催の幹事会において機関決定され、各単位税政連に報告した。

主な改正内容は第4条の組織である。第1項では税理士会員を会員として組織するとし、第1項1号では具体的に税理士会員を①東京税理士会〇〇支部の区域内に事務所を有する開業税理士、②東京税理士会〇〇支部の区域内に事務所を有する税理士法人に執行する社員税理士、③東京税理士会〇〇支部の区域内に事務所所在地のある税理士事務所及び税理士法人に所属する所属税理士、と規定し、第2項で前号の規定にかかわらず、本連盟の会員となることを望まない税理士会員については、その意思を尊重し、本連盟の会員とならないものとする規定している。

第2項の条文により憲法で保障された思想・信条の自由を侵害する強制加入ではないことが理解できるはずである。各単位税政連が規約改正を実施しても、すぐに会費納入率の向上につながると思えない。重要なことは、税政連活動の成果は税政連の会員であるか否かを問わず全ての税理士が享受するという実態である。税政連会員の定義は、全ての税理士をもってすべきだということである。

平成30年度ブロック会議事前アンケートによると規約改正をすでに実施した板橋税政連を除く47単位税政連では、「改正の予定なし」「検討中」の単位税政連が数多くある。この規約改正の気運が高まった今、税政連の存在意義を含めた立ち位置を単位税政連で改めて見つめ直してみてもどうだろうか。

支部会員の皆様には「単位税政連規約ひな形の一部改正」に対する東税政の熱く強い思いを充分に理解していただき、自覚と勇気を持って是非、今年の各単位税政連の定期大会(総会)において規約改正を実現していただきたいと思います。最後に、もう一度、税政連活動は全ての税理士のためのものである。

謹賀新年

2019年も宜しくお願いたします。

日税グループは「税理士とその関与先のために」を経営理念に、一意専心取り組みます。

税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- 税理士顧問料の集金代行
税理士・職員向け研修会の企画・運営
関与先の事業に係わる集金代行
関与先の経営課題解決

日税ビジネスサービス 0120-155-551

不動産の売買仲介

信頼性の高い資料を提供

- 相続・収益物件 物件調査
財産評価サポート 不動産鑑定評価



日税不動産情報センター 03-3346-2220

生命保険

何でもお気軽にご相談ください。

全税共集団料率で保険料が割安



引受保険会社 / アフラック

共栄会保険代行 0120-922-752

生保・損保

全税共団体割引適用

就業不能サポート

(団体所得補償保険)

生涯収入プロテクション

(団体長期障害所得補償保険)

引受保険会社 / 損保ジャパン日本興亜

日税サービス 0120-312-112



日税グループ本社 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階

日税グループ 検索





早春の2月中旬頃に毎冬眠をします。年必ず蛙たちが自分のテリトリーから池に集まると生まれたオタマジャクシは生存競争の真っ只中で毎夜蛙合戦を繰り返して、その中の優勢な個体から足が生え、手が生え、尾が吸収され1cm寄って集って大変な様相を繰り返します。メスの現れない夜は、「くっく」と鳴き、それはそれはとても心地良い鳴き声です。キレイな鳴き声で有名なのは河鹿蛙と言われていますが、アズマヒキガエルの恋歌も捨てたものではありません。我が家の主である写真の蛙は既に5年以上生き終了すると、親たちは自分のテリトリーへと帰って行き、春本番まで再び

学名 Bufo japonicus formosus  
和名 アズマヒキガエル  
玉井 貴雅 (青梅)

# 私のスナック

## ◇税理士後援会の活動◇



小田原潔後援会 国政報告会 (H30. 11. 12)

山花郁夫後援会 定期総会・国政報告会 (H30. 10. 15)

小田原潔後援会 JAXA見学会 (H30. 11. 12)

辻清人後援会 国政報告会・忘年会 (H30. 12. 11)

本年は平成最後の年となりますが、2つの事を楽しみにしています。ひとつは某有名芸能人名を冠したボウリング大会が渋谷ヒカリエに特設レーンを設けて実施されることです。これは消費税が8%時の興行なのですが、オリンピック前のつなぎの企画で一回限りでなく、増税後もまた、いつか何処かで実施されればと期待しております。もうひとつは12月に封

切り予定の邦画で『男はつらいよ』の50周年記念版が進行中であることですが、山田洋次監督の作品ですが、同監督の作品は近年、東京税理士会がタイアップのもと『家族はつらいよ』で、女性税理士役が登場してしまっただので、消費税が10%の封切り時(新元号後)と



昭和の時代をどう描き分けるのか興味津々です。とりわけ「くるまや」店内における草団子の飲食は10%、手土産として持ち帰り品は8%で描かれるのでしようか。でも、カード又は電子マネー決済で5%戻ってくる、参道の商店街も様変わりしてしまうのかな、と消費税では心配事が拭い去れない一年になりそうです。(H・O)

## ほのぼの喫茶室 [亥年は猪突猛進で!]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



2019年は亥年で猪突猛進でがんばります!

ということでは始めたジョギングでしたが、やっぱり挫折

ママは体力が不足しているのよ。今年秋に備えて体力をつけておかないとね

経済界は体力をつけておかないとね。2019年10月消費税率10%に引き上げ

## ホームページをリニューアルしました!

本連盟のホームページをリニューアルしました。明るく親しみやすくなりましたので、是非アクセスして下さい。

### 東京税政連 検索



この1年、広報委員会を担わせていただき政治連盟の活動をして感じたの一言飲み始めると長い。昨年は、伝えることの難しさで、何度も何度も文章を修正し、大丈夫だろうと発信してみると、思いのほかに言いたい事が伝わらない事がありました。支部会員の6年程前から週2日の禁酒前でお時間をいただき政治連盟の活動を今ではこのように頑張っていくための健康、そして大切な家族と思えます。(渋谷・市川) のためにも。(荒川・若宮)

## 編集点描

の記録を途絶えさせない

## JDLのクラウドで始める 会計事務所の業務改善。

- 顧問先を包括したネットワークを構築!
- Web POSTBOX
- 事務所の発展にあわせて自在にシステムアップ!
- 顧問先用の自計化ソフトは無償提供!
- JDL IBEXクラウド組曲
- 場所を選ばずいつでもどこでも実務処理!
- リモートオペレーション
- 会計事務所の入力業務を大幅削減!
- Entry Innovation
- 財務・税務から電子申告まで一体に処理!
- 法人申請統合システム

## 会計事務所の業務改善は財務から! JDL IBEXクラウド組曲 Major 財務

新価格 年額 30,000円 (初回導入費用・バージョンアップ料不要)

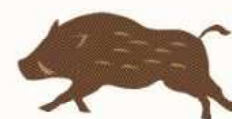
- 1万件の会計事務所にご利用いただいているプロの実務にできる確かな品質!
- 顧問先がどんな会計ソフトを使ってもデータを取込み・活用!
- 会計・税務から電子申告まで、データ連動で抜群の作業効率!

会計事務所 JDL IBEXクラウド組曲 Major 財務 取込み 顧問先 フィンテック、PC会計ソフト





# 謹賀新年



平成最後となる新年を皆様、お健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年の本組合は、東税協共栄会「経営者大型保障プラン」が保有契約一兆円を達成する等、主要事業である保険事業を中心に堅調に実績を挙げることができました。これもひとえに組合員及び準会員の方々、並びに支所のご支援、ご協力のおかげと感謝いたしております。

本年も組合創立の基本理念である「組合員の相互扶助のため」を念頭に、組合員及び準会員の方々の業務支援と福祉の向上を図りながら、本組合の財政基盤を盤石にするべく努力する所存です。

皆様方には、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成三十一年元旦

東京税理士協同組合

理事長

秋場良司  
他役員一同

税理士業務に関する専門書店  
**「東税協直営売店」**

**組合員、準会員には3つの特典**

1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**
2. 1回のお買上げ金額5千円(10%割引後)以上は**送料無料**
3. 代金後払いサービス  
組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。  
HP・FAXにてご注文ください。

売店ご利用の際は**組合員証・準会員証**をご提示ください  
直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先 / 下記の「直営売店」へ

税理士界一筋36年の実績と信頼  
**不動産情報サービス**

関与先の不動産案件をご紹介ください

売却・購入 相続対策 不動産鑑定評価

有効利用 **お気軽にご連絡  
ご相談ください** 財産評価の資料ご提供

事業用収益物件 資産の組み替え その他不動産コンサルティング

**日税不動産情報センター**  
お問い合わせ先 TEL:03-3346-2220 FAX:03-3346-2221

未収金ゼロでパワーアップ  
税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度**

**ご利用のメリット**

- ・請求書、領収書発行等の事務負担が軽減されます。
- ・定期的、確実な入金で資金計画が立てやすくなります。
- ・未収金防止に役立ちます。
- ・源泉税納付時の参照資料が作成されます。

制度の詳細はWebで **報酬自動支払制度** 検索  
ご紹介キャンペーン実施中!!

「郵送型」「ネット型」の二つの方法から選べます

POST(郵送型)	e-NET(ネット型)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● まずは関与先1件から始めたいという方に手軽に始められるシンプルなシステム。</li> <li>● パソコン操作が苦手な方、報告帳票等を紙で受け取りたい方におすすめ! 登録・変更データは所定の帳票に。</li> <li>● e-NETへの移行も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ネットバンクと同等の最高レベルのセキュリティ!</li> <li>● インターネット環境でリアルタイムに効率良く管理したい方におすすめ!</li> </ul>
<p>売上管理型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「売上計上月」を基準に集計。</li> <li>・口座振替を「利用しない」関与先も含めて、全関与先を一元管理。</li> </ul>	<p>振替管理型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「振替日」を基準に集計。</li> <li>・口座振替を「利用する」関与先だけを効率的に管理。</li> </ul>

お問い合わせ・資料請求先 / 株式会社日税ビジネスサービス TEL 0120-155-551

## 東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

**組合事務局**

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館  
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



**直営売店**

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6  
東京税理士会館1階  
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

